琵琶湖疏水の日本遺産認定PRパンフレット制作等業務

標準仕様書

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会

1 委託業務名

琵琶湖疏水の日本遺産認定PRパンフレット制作等業務

2 業務の目的

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会(以下「当会」という。)では、関係団体と連携して、明治から現在に受け継がれる日本遺産・琵琶湖疏水のストーリーを軸に、琵琶湖疏水の沿線に存在する構成文化財をフィールドミュージアムとして一体的に捉え、「船に乗っても、沿線を歩いても楽しめる」琵琶湖疏水の魅力向上・発信に取り組んでいます。

本業務は、令和2年6月に琵琶湖疏水が日本遺産に認定されたことを契機とし、琵琶湖疏水及び疏水沿線の更なる魅力向上・情報発信を行うため、日本遺産認定PRパンフレットの制作のほか、琵琶湖疏水沿線ウォーキングマップの制作、ウォーキングマップと連動した道標の設置及び琵琶湖疏水啓発グッズの企画に係る提案書の作成を行うものです。

3 本標準仕様書の位置付け

本標準仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものです。 受託候補者決定後、プロポーザルの提案内容を踏まえて協議を行い、その結果、業務内容を 変更することがあります。

4 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

5 業務内容

(1) 日本遺産認定PRパンフレットの制作(版下データの作成及びパンフレットの印刷)

日本遺産としての琵琶湖疏水を広く P R するため, ストーリーや構成文化財を中心とした P R パンフレットの制作(版下データの作成及びパンフレットの印刷)を行う。

ア パンフレットには,以下の内容を記載するものとし,ページ構成・デザイン等は企画提案すること。

- 日本遺産制度の概要
- ・ 日本遺産に認定された琵琶湖疏水のストーリー (京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶 湖疏水 ~ 舟に乗り,歩いて触れる明治のひととき)
- ・ ストーリーの構成文化財(40の史跡、建造物、名勝、美術工芸品)の紹介
- ・ びわ湖疏水船及び琵琶湖疏水記念館の紹介
- エリアマップ及び現地までのアクセス
- その他日本遺産及び琵琶湖疏水のPRに資する情報等

イ パンフレットの仕様は、以下の内容を標準とするが、サイズ・構成等の企画提案を認める。

体裁 A4版,中級じ

- ・ ページ数 8ページ程度
- 刷色 カラー刷り
- 紙質 マットコート紙110kg程度
- ウ パンフレットの印刷部数は、20,000部とする。

(2) 琵琶湖疏水沿線ウォーキングマップの制作(版下データの作成)

国内外の観光客等に対し、日本遺産としての琵琶湖疏水沿線の魅力を発信するため、構成 文化財を中心とするウォーキングマップの制作(版下データの作成)を行う。

- ア マップの作成エリアは、琵琶湖疏水沿線の大津~鴨川区間(下図参照)とする。
- イ 日本遺産認定PRパンフレットと一体性を持たせたデザインとすること。
- ウ 作成エリア内に存在する日本遺産構成文化財をマップ上に記載すること。
- エ 作成エリアの現地調査を行ったうえ、モデルコース (コースの愛称を含む) について当 会と協議すること。
- オ モデルコースの距離,高低差,所要時間,トイレ所在地等をマップ上に記載すること。 カ マップの仕様は,蛇腹折り5山(12面) ~ 7 山(16面)程度を標準とするが,サイズ・構成等の企画提案を認める。
- キ マップの印刷見本を作成すること。



(3) ウォーキングマップと連動した道標の設置に係る提案書の作成

疏水沿線を歩いて楽しむ環境を整備するため、今後、ウォーキングマップと連動した道標の設置を予定している。本業務においては、上記(2)アに記載するマップの作成エリアにおける道標の設置に係る提案書の作成を行う。

- ア マップの作成エリアの現地調査を行い,設置を行う道標の種別,設置候補場所等について検討すること。
- イ 道標本体への記載内容,デザインについて案を作成すること。

- ウ 当会と協議のうえ、以下の内容を記載した提案書を作成すること。
 - ・ 設置する道標の種別、仕様(図面を含む。)
 - 道標の設置候補場所
 - ・ 道標本体への記載内容、デザイン案
 - ・ 道標の設置に係る経費の見積り
 - ・ その他の提案事項

(4) 琵琶湖疏水啓発グッズの企画に係る提案書の作成

琵琶湖疏水の啓発強化に活用するため、今後、琵琶湖疏水に関連する啓発グッズの無償配布を予定している。本業務においては、マーケティング調査を行ったうえ、琵琶湖疏水啓発グッズの企画に係る提案書の作成を行う。

- ア 琵琶湖疏水啓発グッズの企画に当たり、マーケティング調査を実施すること。
- イ マーケティング調査の結果を踏まえ,琵琶湖疏水啓発グッズの企画(3種類以上とする。) について検討すること。
- ウ 当会と協議のうえ、以下の内容を記載した提案書を作成すること。
 - マーケティングの調査結果
 - ・ 企画を行う啓発グッズの内容(3種類以上)
 - ・ 企画を行う啓発グッズの仕様(図面を含む。)
 - ・ 啓発グッズの製造に係る経費の見積り
 - ・ その他の提案事項
 - ※ 上記の提案書には、啓発グッズのサンプルを添付すること。

6 成果物及び納入時期

(1) 日本遺産認定PRパンフレット

ア 成果物

- ① パンフレット 20,000部
- ② パンフレット版下データとして、以下2点を収納したCD-R
 - ・ Windows 版/Adobe Illustrator CS5(一部 Adobe InDesign CS5)以下のバージョンで完全データ及びアウトライン前のデータを保存したもの
 - ・ 完全データを PDF 形式で保存したもの
- イ 納入時期

令和3年1月末まで

(2) 琵琶湖疏水沿線ウォーキングマップ

ア成果物

- ① マップ版下データとして、以下2点を収納したCD-R
 - ・ Windows 版/Adobe Illustrator CS5(一部 Adobe InDesign CS5)以下の

バージョンで完全データ及びアウトライン前のデータを保存したもの

- ・ 完全データを PDF 形式で保存したもの
- ② マップの印刷見本
- イ 納入時期

令和3年3月末まで

(3) ウォーキングマップと連動した道標の設置に係る提案書

ア 成果物

道標の設置に係る提案書

イ 納入時期

令和3年3月末まで

(4) 琵琶湖疏水啓発グッズの企画に係る提案書

ア 成果物

琵琶湖疏水啓発グッズの企画に係る提案書(啓発グッズサンプルの添付を含む)

イ 納入時期

令和3年3月末まで

7 著作権等の取扱い

- (1) 本契約による成果物についての全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託料の完済により当会に移転するものとします。
- (2) 受託者は、当会が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 当会は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとします。
- (4) 6(2)及び(3)のほか、受託者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとします。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当会が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとします。
- (6) 6(5)において当会が著作物を使用することができる期間は無期限とする。やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に当会の承諾を得るものとします。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを当会に保証するものとします。万一成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託者の責任と負担において処理するものとします。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとします。

8 本業務の履行に係る業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者(1 名)及び主任担当者(1名以上)を配置してください。
- (2) 責任者は,業務の全般にわたり業務管理を行い,主任担当者は,本業務の実施に当たって,当会と連絡を密にして十分に協議を行うようにしてください。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当会と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図るようにしてください。

9 提出書類

受託者は、以下の書類を提出してください。

- (1) 契約締結後
 - ア 工程表
 - イ その他当会が必要と認める書類
- (2) 業務完了後
 - ア 完了報告書
 - イ その他当会が必要と認める書類

10 委託金額の範囲

「5 業務内容」に記載した業務全て(業務の提供に当たり発生する付帯作業に係る費用を 含む全ての経費の合計金額とする)。したがって、追加費用は一切請求できません。

11 支払方法

委託業務の終了後,受託者からの適法な支払請求書を受理したときから,30日以内に支払うものとします。

12 特記事項

(1) 費用負担

本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書に特段記載がないものを除き、すべて受託者 が負担するものとします。

- (2) 秘密の保持
 - ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。本契約が終了、又は解除された後においても同様とします。
 - イ 受託者は、成果物(業務履行過程において得られた記録等も含む。)を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはなりません。ただし、当会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 契約不適合責任

納品後2年以内に成果物に契約の内容に適合しない箇所が見つかった場合は,当会の要求

に従い、速やかに無償で是正するものとします。

- (4) 関係法令等の遵守 受託者は関係法令等を順守して本業務に当たってください。
- (5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、 受託者と当会が協議して定めるものとします。なお、協議により決定しない場合は、当会の 指示によるものとします。